

2022年11月7日

埼玉県教育委員会
教育長 高田 直芳 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 北村 純一

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長 小澤 道夫

「定年引き上げ」に関する基本 요구書

教職員・県職員の「定年引き上げ」について、地公労共闘会議（県職員組合・埼教組・埼高教で構成）として交渉を行った5月27日、県当局から①60歳（技能職は63歳）となっている定年を65歳に引き上げる、②定年引き上げは、令和5（2023）年4月から令和13（2031）年4月まで、2年に1歳ずつ段階的に行う、③定年前再任用短時間勤務制を導入する、④現在の再任用制度は廃止となるが、定年の段階的引き上げ期間中の経過措置として65歳までの間、暫定再任用制度を運用する、⑤新たに管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）を導入する、⑥高齢層職員の多様な働き方を推進するため、高齢者部分休業制度を新たに導入する、等の回答があり、6月県議会に条例提案されました。導入された「定年引き上げ」は、60歳前の7割の給料であることや、定年前再任用短時間勤務及び暫定再任用職員の月例給と待遇は、現行の再任用と同様とするなど、到底納得のいくものではありません。

また、新たに導入された高齢者部分休業についての制度的な運用はまだ定まっていません。高齢者部分休業制度に関して、県当局は地公労交渉で「教育委員会におきましても、高齢者部分休業取得者は担任を持つのが難しいなどの課題があることを踏まえ、皆様方から、学校職員が学校現場への影響について心配なく安心して取得できるよう、後補充の在り方を含め配置上の工夫が必要不可欠であるとの御意見をいただきました。教育委員会といたしましても、学校の教育力を低下させることなく、学校職員が高齢者部分休業を安心して取得できる制度設計・環境づくりを行わなければならないものと認識しております。高齢者部分休業の取得による職場への影響をできる限りなくすることができるよう、学校現場における実態に配慮し、後補充の在り方も含めた配置上の工夫について、引き続き検討し、皆様方と交渉・協議してまいります。なお、後補充については、予算の範囲内となりますが、フルタイムを含めた配置について検討してまいります。そのために必要となる予算上の措置につきましては、財政関係部局としっかりと調整してまいります。」と回答しました。この回答の誠実な実行を求めます。

以上のことから、「定年引き上げ」に関して、下記のことを要求します。

記

1. 定年引き上げによる60歳超の給与・手当等については、「同一労働同一賃金」の原則及び均等待遇の観点から、以下のようにすること。
 - (1) 給与水準を7割とせず、月例給・一時金の大幅な増額を行うこと。
 - (2) 各種手当は、60歳前と同等に保障すること。
 - (3) 休暇制度などは、60歳前と同等の諸権利を保障すること。
 - (4) 定年延長正規職員と暫定再任用フルタイム勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員と同じ勤務時間の高齢者部分休業取得者との賃金等の待遇格差をなくすこと。
2. 高齢者部分休業制度については、以下の制度設計・制度運用とすること。
 - (1) 多様な休業取得時間を選択できるものとし、かつ学校の教育力を低下さないものとする。
 - (2) 高齢者部分休業を取得した場合には、フルタイムを含めた後補充を配置することを必須条件とすること。
 - (3) 承認は、高齢層の多様な働き方を保障するものとして、「理由は問わない」ものとし、申請があった場合はすべて承認すること。
 - (4) 勤務条件等（勤務時間、休暇等）は、教育職員の特性や専門性から、教育職員として考慮したものとする。
3. 「情報提供・意思確認」に関して、適切な時期に適切な内容のものを確実に「情報提供」するとともに、「意思確認」については柔軟に対応し、変更可能な時期を適切に設定すること。
4. すべての職種において、本人の希望に基づき、60歳以降の多様な任用形態を自由に確実に選択できるようにすること。
5. 定年前再任用短時間勤務職員については、定数外とすること。
6. 定年年齢の段階的引き上げに伴い、定年退職者が生じない年度が2年に1度訪れることから、その際、次のことを行うこと。
 - (1) 定年年齢引上げ期間中も新規採用の抑制を行わず、バランスをとった採用を継続的に行うこと。
 - (2) 臨時的任用教職員の経験を適正に評価する採用制度を確立し、臨時的任用教職員の本採用化をすすめること。
7. 暫定再任用制度については、次のことを行うこと。
 - (1) 希望者全員を採用すること。
 - (2) 希望する勤務形態で採用すること。
 - (3) 暫定再任用者は定数外とすること。
 - (4) 県立学校における「再任用は現任校以外の配置を原則とする」を見直すこと。
8. 役職定年制及び現行の管理職再任用について、次のことを行うこと。
 - (1) 役職定年制の導入にあたっては、「特例」を乱用し、定年引上げ後も管理職として任用するような恣意的な運用は行わず、教諭相当職の2級に格付けすること。
 - (2) 現在行われている「限定的・特例的」とした管理職再任用は、全面的に廃止すること。
9. 高齢層職員のリフレッシュを図るため、休暇制度等の新設・拡充を行うこと。
10. その他、「定年引き上げ」に伴う課題については、埼教連と丁寧に協議すること。